

○はやお委員長 次に、2の陳情審査に入ります。（1）新たに送付された陳情書、送付2-9、神保町ビル別館保存・活用に関する陳情、②送付2-10、神保町ビル別館の保存・活用についての陳情、この2件を一括して審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。資料が出ておりますので、執行機関からの説明、経緯・経過を求めます。

○印出井景観・都市計画課長 それでは、今回の陳情の2-9並びに2-10に関連しまして、ご説明申し上げます。同様のものが千代田区景観まちづくり審議会の会長宛てにも出されております。

当該建築物の由来等につきましては、2-9の陳情に詳しく記載されているとおりでございます。本日、参考資料という形で出ささせていただいておりますので、補足説明をさせていただきます。参考資料をご覧ください。

所在地は神田神保町2-19番、裏面に位置図がございます。さくら通りに面したところですね。白山通りから入って、ちょうどこの交差点を南に行くと、一橋中学校のほうに行く。そういった場所でございます。

参考資料、2の経緯でございますけれども、昭和5年の竣工ということで、千代田区が景観まちづくりに取組み始め、平成15年ですね、景観まちづくり重要物件の指定に向けて検討をしてきたところでございますけれども、当該建築物は、その基礎資料になりました日本建築学会の「近代建築総覧」というものに掲載をされてございまして、候補として検討をしたという経緯がございますけれども、当時、所有者の同意が得られなかったことなどにより、指定には至っていないというようなところでございます。この平成15年以降、区としては特段、当該物件についてアプローチはしてこなかったというところでございます。

米印にもございますけれども、登記簿によりますと、昨年、現所有者に所有権が移転したというところでございまして、現所有者は当該の建築物は自ら使用はしていなかったというところでございます。それからヒアリングによれば、現所有者に対するヒアリングによれば、解体をして新たな建物を建てるというような前提で購入したというふうに聞いてございます。

そういうことで、現時点では景観まちづくり重要物件ではございませんので、条例等に基づいて解体について指導や協議はできないというような状況でございます。

本年6月23日、解体後の新たな建築計画について景観協議がございました。この時点で我々景観担当としては、ここに新たな建物が予定されているということ認識したところでございますけれども、当該既存建物の価値について、15年前の調査等も踏まえて、改めて何か物件についてフォローするというようなことができていなかった。フォロー体制ができていなかったというのは、今思えば一つ課題だったのかなというように認識してございます。

8月7日に現地に解体のお知らせが掲出されました。環境政策課のほうに解体の届出がされて、9月8日から解体作業が予定されているというところで、それを見て、SNS等で話題になり、当方にも問合せがございました。その時点で、我々のほうも、所有者に現

状ですとか今後の計画についてヒアリングをさせていただいた経緯がございます。その後、8月27日31日と、この陳情と同時期に、景観審の会長宛てにも要望書が出されているというところでございます。

それらを踏まえまして、事前の打合せも併せて9月3日に景観審が開かれましたので、そこでこの要望書について意見交換をさせていただきました。様々意見がございましたけれども、景観審会長のとりまとめとしては、参考資料の四角囲みであるようなところがございます。読み上げさせていただきますと、全体の意見としては、建物のうちどこか残せるところを工夫して残してほしいという意見が大半であったと。歴史的な建物かつ地域の魅力がある建物をいかに継承できるかというのは、景観まちづくりの一つの大きな課題でもあるので、建物全てを残すのは難しいが、残せるところは残していくよう、区として最善の努力を尽くしていただきたいという形で、とりまとめということでございます。

それから、現在の状況、3でございますけれども、9月3日の景観審会長とりまとめを踏まえまして、区と所有者で継続的に意見交換を実施してございます。区といたしましても建物の内部を視察させていただき、また、本件の解体新築プロジェクト、単体のプロジェクトだけじゃなくて、さくら通り沿道における他のプロジェクトと連鎖したプロジェクトの全体像についても、お伺いをさせていただきました。

当該物件の状況ですけれども、直近まで使われていなかった階、3階以上につきましては、建築といっても傷みが激しいと。これ、私、事務職でございますので、建築職の地域まちづくり課長も一緒に見て、そういうような感触を得たと。それから、地下部分には60センチメートルほどの浸水があって、衛生的にも課題がありそうだとということで、なかなか建物としてすぐ保存活用するのは難しいんじゃないかなという感触を得たところがございます。

しかしながら、会長のとりまとめもございましたので、先ほど申し上げました9月8日の解体予定日以降も建物が残っている状態で、ぎりぎりまで意見交換させていただけないかということで、所有者のほうにお願いを申し上げましたところ、二、三週間ぐらいをめぐりに延期をしていただくという形で、ご協力を得たところがございます。

その後、いわゆる区の事務局だけではなくて、現在の状況の二つ目の丸にもございますけれども、9月16日に、景観アドバイザー、景観審の委員も兼ねている先生が1人と、設計などの実務に精通している1人、お二方の景観アドバイザーの先生に同行をさせていただきながら、現地で協議をさせていただきました。ちょっとこの協議というのも、制度的な立てつけで難しいところなんですけれども、一応その解体について協議をするという根拠がないものですから、新たにつくる建物についての協議というような立てつけで、所有者に協議をお願いをしました。

それで、アドバイザーとしても、やはり当該建物の神保町における価値ということを認識し、一部保存ということについて、そういう方向性というのを検討できないかというようなところもございましたところですが、やはりその協議の中でも出ましたけれども、保存や一部保存し活用することについては、当該のプロジェクト、これ、現実には基本設計あるいは実施設計もほぼ終わっているという状況の中で、それ自体を見直すと、それはこれまでにかけた設計コストと、設計にかかるスケジュール、おおむね8か月から1年ぐらい、そういったものが振出しに戻るとということと、あと先ほど申し上げましたとおり、こ

ここに新たな建物を建てて、もうその沿道のほかの複数のところを移転させてというような連鎖型のプロジェクト全体にも大きな影響があるという認識をアドバイザーも得ましたので、なかなかこの事務レベルの話では難しいだろうということで、その席で、やはり経営者、所有者の経営者層について、もう一段ご判断いただけないかというところで申し伝えたとところでございます。

それについても時間がない中でということになっていきますので、16日に申し伝えて、連休明けぐらいにそういったご反応が、ご返答いただくような形で、至急ご検討いただくというところでございます。

そういうコスト的あるいはスケジュール的なことも踏まえた保存・一部保存の考え方が出る場合、それはそれに向けて、区としても現状の制度運用の中で何か工夫ができることについてはご相談をしていきたいというふうに思っていますが、なかなか保存・一部保存ができないということであれば、今後、今の建物の次の段階、新たな建物が建つとか、あるいは先ほど申し上げた沿道における機能更新の際に、まちの記憶や現存の形態意匠、デザインの継承などについて、協議は移っていくのかなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、陳情にございますような、協力して所有者と話し合いをして、知恵を絞ってという方向感では、私どもはそれを踏まえながら、会長の取りまとめに基づきまして、できる限りの取組をしているところでございます。しかしながら、やっぱり制度的にこうした現存の建物の意匠とかデザインを引き継ぐというところ、これについて、大規模な都市計画手法を伴うものについては、一定の評価の手法、容積としての評価の手法があるんですけども、こういう中小に対しては、確かなかなかそういう制度がなかったかなというふうに思っておりまして、その辺も課題として認識をしているところでございます。

いずれにしましても、ぎりぎりまで引き続き、所有者のほうと協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

補足説明は以上でございます。

○はやお委員長 はい。ありがとうございました。

ただいま執行機関から情報提供いただきまして、また、このことに含めまして、この陳情について、各委員からのご意見を頂ければと思います。

どうぞ。

○木村委員 課長のご苦勞がよくにじみ出るようなご説明でしたけれども、現状の制度運用の中で何とか最善の方策をとということで検討されていると思うんだけど、今後、協議に入るわけですよ。協議中で、今後、経営者との話し合いも連休明けにということなんだけど、これは、その話し合いの内容というのは、どれだけ保存できるのか。それとも今後のその新築に当たっての協議、両方含めてのものなんでしょうか。ちょっとそれだけ確認させてください。

○印出井景観・都市計画課長 16日のアドバイザーの会議の中で、アドバイザーとしても、当該の建物の価値というのは、要は重要文化財とかいう意味での唯一無二性はないかもしれないけれども、神保町における希少性という意味では価値があるだろうし、あの周辺、昔、東洋キネマがあったりとか、そういうまちの記憶という意味では価値があるだろうということなので、保存や一部保存ということについて、ご検討いただくというのが望

ましいという認識ではあるんだけど、多分、事務レベルでどうこう、先ほど申し上げましたとおり、計画全体で1年遅れるとか。そうすると、関連の計画全体も1年遅れると。そうすると、そこに入っているテナントさんとかの調整も振出しに戻るとか、コストも。そうすると、やはり経営者層の判断が必要だろうということで、一旦はそういうレベル感の中で、再度ご検討いただけないかということで、ボールを今投げています。それで、そういう方向でできるというような可能性を追求しようということであれば、保存・一部保存で、我々としても何ができるかというのをさらに検討を深めていきますけども、そこで、連休明け以降、やっぱり難しいですという状況になれば、継承するところの中で、どういった継承手法があるのかという協議に移っていくということで認識しております。

○木村委員 そうしますと、2本立ての協議という形になっていくだろうと。それで、保存もしくは一部保存と。どれだけ保存できるのか。要するに最初の議論の場合、やはりゼロから100の間で、どこで先方との、現所有者との合意を見いだせるのか。そうした場合に、やはり協議、話し合いですので、行政も一定のやっぱり裁量をもって臨まないといけないと思うんだけど、これ、現行の枠内で、例えば財政支援的なものというのは、これは可能なんでしょうか。

○印出井景観・都市計画課長 現行の枠内では、そういったことは困難だというふうに認識しております。

○木村委員 えっ。困難。

○はやお委員長 困難。

○印出井景観・都市計画課長 現行の中では、そういう財政的な支援ということについては、難しいというふうに考えております。

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 例えば、現行の条例では、景観物件の場合は、改修に対しての助成というのは、これは出ると。例えば、今回のケースのように、解体を前提としていると。ただ、何とか貴重な建物、価値ある建物なので、その一部でも残してほしいといった場合に支援をするような、いわゆる、そういう仕組みというのは現在はないと。で、今後、建物を解体し、新しいものを建築するに当たって、何とかいまいしょうかね、いわゆる税金を使うわけだから、何らかの法的根拠がないと、これはやってはいけないわけなので、何とかの根拠が必要だろうと。例えば、今回のこの事例を一つきっかけにして、その要綱であるとか、条例まではなかなか難しいにしても、要綱で対応していただかということというのは、これはどうなんでしょう。

○印出井景観・都市計画課長 現状の立てつけの中では、景観まちづくり重要物件に指定しているものに対して、改修について支援があるというところでございます。基本的には、そういう流れになっておりますので、ちょっと条例の中身も場合によっては精査をしなければいけないかもしれないんですけども、運用の中で、景観まちづくり重要物件については、デザインの継承とか、そういったものに対する支援というのは、検討はできるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、本件については、そもそも景観まちづくり重要物件ではないので、本件についての運用というのは、現状の中では難しいというふうに認識しております。

○木村委員 確かに行政が関わるわけですので、当然、公平性が担保されなければならな

いだろうと。むやみやたらに税金を使うって、これはもうきちんと一定のルールの下でやられるべきものであって、その辺の縛りが必要だというのは、これはもう当然のことだと思うんです。ただ、今回の場合、歴史的な経過を見ると、重要物件指定の要素としては持っていたと、要件としては持っていたと。ただ、所有者の合意が得られなかった。そういう歴史的経過がありますし、同時に、神保町における価値として、何とか残してもらえないだろうかという、そういう、いわゆる、まちの方からの要望もあると。

今、こういう陳情の審査をしていて、議会としての一定の意思もまとまったといった場合、これは、一定の税金を支出する裏づけになるんじゃないか。もちろん、議会と無関係に、いや、これだったら幾ら、幾らというふうにはなかなかいかん、当然、議会との協議というのが必要になってくるんじゃないかと思うんだけど。これまでの歴史的経過や、あるいは、住民の要望や、そして、陳情審査における議会の総意といったものを踏まえながら、やはり支援の在り方、解体しようと思って、所有者が買ってですよ。で、残してくれと言われても、それは所有者も非常に困ることだと思うんですよ。少しでも、住民の方の願いに応えよといった場合に、その税には、税にだけ頼るのではなくて、やはり一定の何らかの支援がないと、それは所有者にも申し訳ないんで、その辺の支援の在り方のより踏み込んだ検討ということはどうなんだろうかと。いかがでしょう。

○印出井景観・都市計画課長 本件については、今、木村委員がご指摘いただいた経緯等もございまして、そういった制度運用について、議論の俎上にとということも、一つ、私どもの考えにはあるんですけども。要は、景観まちづくり重要物件に指定をされない、あるいは、指定を拒んでいながら、解体時に支援を受けると。これは、性善説、性悪説の話かもしれないんですけども、解体時に次の建築の中で支援を受けるというようなことについては、様々な状況があるかと思っておりますので、そのあたりは、単純にもしかしたら事務レベルの、景観まちづくり重要物件の支援についても景観審にお諮りしてということがございまして、制度設計も含めて、もう一段、慎重に検討する必要があるのかなというふうに思っております。

というのは、景観まちづくり重要物件に指定されている中では、一定程度、保存管理等についても義務、責務がございまして。そういった責務がないまま、次の建て替えのときに支援というようなパターンになったときに、もちろん、今回の件はあれですけども、場合によっては、なかなか形式的にそういったものを適用できない状況があるのかなと思っております。ただ、趣旨としては、そういう制度設計が今後あり得るのかということについては、先ほど説明申し上げましたとおり、検討していく必要があるのかなというふうには認識しております。

○木村委員 この経緯を見ると、今年の6月23日、景観事前協議があって、ここで、重要物件としてどうなのかということ働きかければという反省点もあるとあって、少し触れられましたけれども。所有者が替わってきているわけなので、重要物件の指定を拒否した所有者で、今、違うわけで。その辺で、本当にこのまちにとって必要な、価値ある建築物だといった場合には、やはり行政として、1回拒否されたから、もうそれで諦めるということではなくて、まちの記憶をずっと継承していくという点では、きちんとそれなりに位置づけて、それで、機会あるごとに重要物件として働きかけていく。これは、今後のことになるけれども、そういういわゆる行政としての取組というのが求められているんじゃない

ないかなと。今回のケースを見て、改めて感じたんだけど、その辺、どうでしょう。

○印出井景観・都市計画課長 今、木村委員からご指摘いただいたことにつきましては、実は、景観審議会の中でも、そういった指摘を頂いています。平成15年に景観まちづくり重要物件を指定して以降、その指定した物件並びに指定から漏れた物件についての棚卸しというんでしょうか、そういったものについて、取組が不十分だったのではないかなとか。あるいは、平成15年ですから、さらに15年たっているわけですね。その当時の基準が、こういった近代建築総覧に掲載してあって、築後50年というようなことが一定の基準でしたので、15年たっているということは、その後、当時、35年だった建物がどうなのかということを含めて、新たに指定する必要があるのではないかなという物件、そういったものの洗い出しが不足していたということに起因して、例えば、併せて、そういった建築物に関する機能更新の動向みたいなことに対するフォロー、情報収集体制というのも不十分だったんじゃないかな。そうすることによって、場合によっては、先手を打って、様々ご意見があると思うんですけども、都市計画資料を使って、再開発の中に取り組みとか、そういったことも含めて、いろんな知恵が出るのかなと思うんですが、おっしゃるとおり、そういった後手後手にならないような研究というのは、進める必要があるんじゃないかなというふうに認識しております。

○はやお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 質疑を聞いておりまして、そのとおりでなと思うところと、うーん、もう少しというところがありましたので。経営者に判断を聞くということでしたね。それはもう、全くそのとおりでと思います。で、そこが非常に、この件は確かに遅れた部分はありますが、それは相互に遅れた部分はありますが、非常にラッキーな面もあって、なぜならば、非常にこの神保町の百年企業というか、文化をどこよりも大切にするという方が所有者になられたということで、神保町を元気にする会とか、それこそ、高山さんとかがお入りになっている、ああいったところで、文字を扱っている会社としての見識が最も高い、そして、これまで100年やってきて、これからも100年やっていくであろう方が、これを所有されたということが、非常に鍵なんではないかと。

部長が言われるとおりに、自分が使っていたわけじゃないし、というところの感覚はあるかもしれないんですけども、また、行政の支援も見込めない中で、随分、逆に言うと、長らくあそこをそのままにしてくださっていた部分もあり、そして、今、価値が、相互に、行政側も、景観、行政側も価値を認め、住民側もこういった形で、保存活用してほしいという気持ちを持ち、行政側としても、今日のお話では、十分にあるということの三者、住民とオーナーと役所の思いが同じ方向を向いているということは確かなので、そういう中で、経営者の判断を求めていただいた中で、求める際に、何をどんな姿勢で求めるかということだと思うんですね。

確かに道の両側をこれから建て替えていくに当たって、昨日、フェイクというおっしゃり方をしていましたけど、フェイクという形で残すのか。オーセンティックという形で残すのかという、この議論というのは、所有者さんは当然やれるものならやりたいというふうに思われていると思うので、そここのところが、皆がこの価値を認め、そして、ここの道並みの景観を個性のあるものとして引き上げる。でも、民間だけじゃ無理。もし、ここで

100の価値を生み出すものが、ここを残すことによって、50しか生み出せない場合、じゃあ、その残りの50をどうするのか。ましてや、開発を止める話じゃない。開発は、これはもうまちづくりとしてやっていく。で、そこの折り合いというものを、行政は行政として経験値を持っていますので、その一番最高のもの、あとは、民間は民間として、いろんな手法、経験を持っていますので、その最高のもの、それを出し合う中で、一番オーセンティック、価値を残す、このまま残す方法というものを考えるとしたら何が必要ですかということ、やっぱり聞いていただきたいんですね。そういう中で、話をまず引き延ばすのではなくて、進めていただきたい。

今日は、写真はないですけども、どうも、ここ、こういうふうに見ると、ちょうど突き当たりは共立ですけどもね——ですかね。あと、一橋中学校がありますね。この手前のところにおすし屋さんがありましたね。ここも、もう解体なんだそうなんです。そうすると、本当に子どもたちにとっても、まち並みというのが何もかも分からない、一変してしまうようなまちというのはよくないし、北沢書店でしたかね、子どものための絵本をやっているところも言っていましたけれども、やっぱり本の街にとって、子どもがどうかというのは非常に重要。子どものための本屋というのは、なかなかないんだというようなことで、そしたら、いろんなことを考えていけば、知恵が出る。子どもたちがここで官民共同で、ここに赤ちゃんを連れて、本を読むところができるもいいし、いろいろなまちづくり感を持って、スピーディーに、行政としては、共に考えますよと。共に神保町の将来を考えていきますので、ぜひ、「共に」というふうな姿勢で聞きに行くのか。初めから、いや、道の向こう側という方法もありますよねということで行くのかでは、全然、お話のスタートラインが違ってしまうので、ぜひ、その辺の聞き方をしっかりと聞き取り、オーナーさんのまちを思う、100年を思う思いを聞き取る形でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○印出井景観・都市計画課長 先ほど資料に基づいてご説明しましたけれども、そういったことも含めて、建物の価値あるいは地域の記憶を継承する価値ということについては、お二方の景観アドバイザーからのご意見も踏まえて、十分伝えをさせていただいたかなというふうに思っています。

それから、おっしゃるとおり、今回の所有者の経営者の方については、小枝委員ご指摘のとおり、神保町の中で様々な貢献をされているというところでございます。そういうことも含めて、区として、もし、一部保存ないし保存のご判断があるのであれば、どういったことができるのかということについては、検討を深めていきたいというふうには思っているところではあるんですけども、やはりそこをもう一段、当然、経営的な判断もあって、価値をつくっていくというところも多分あるんでしょう。それに対するコストとか、スケジュールとか、時間軸とかということも多分あるんで、その辺も含めて、何か事業者さんのほうにあまり強く、私ども、今の段階で、解体については強く指導するという立場にはございませんので、そのあたりについては、行政指導としては、抑制的にならざるを得ないというふうには考えてございます。

一方で、さくら通り、それから、すずらん通りも含めた今後のまちづくり、例えば、今回の関連の機能更新も踏まえて、やっぱり低層部ににぎわいを創出するというような、そういう議論については、十分、今回の所有者さんも共感を頂いていますので、あの交差

点、今回の建物がある交差点のところの今後の記憶の継承だったりとか、低層部のまちづくりの在り方だったりとかというのは、引き続き考えていかなきゃいけないと思います。

それに向けて、やはりしっかり神保町エリアの中で、少し、今後の30年、50年を見据えたまちづくりを考えていくような、何かプラットフォームみたいなものも、検討していかなきゃいけないんじゃないかなというのを、今回の件を通じて、認識したところでございますので、これをきっかけに、そういった方向への取組についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○小枝委員 私は、基本的に、景観行政に関しては、この間、いろんな地域の要求があったことに関しては、常に前向きにやってきてくれたと思っていますし、博報堂しかり、それから文化学院にしかりで、四角四面に判断してはできないことを、どうやったら、それができるのかというところを、ぎりぎりの知恵を民間とかともう尽くしてきてくれたと思っています。これに関しても、そういうことだろうと。

それから、今、海老原商店ですか、というところも、オーナーさんの思いもあって、看板建築が残ったと。それに関しては、まちみらいからもかなりの助成もされたというようなことも聞いています。行政は行政で知恵があります。で、まだまだもっと出ると思います。民間は民間で、このコロナのご時世もあって、床の面積だけで判断する時代じゃなくなっているということが、一つは幸いなことだというふうに思います。

決して圧力をかけるということではなくて、あくまでオーナーさんにとってメリットのある手法、方法を考える中で保存ということができないのかということを引き出してきてほしいということを申し上げます。で、できないとしたら、何かということを聞き取ってきてほしいと思っています。ここの委員会にそのことをしっかりと報告していただきたいと思います。

また、行政の持っている蓄積だけでは十分でないこともいっぱいあると思います。いろいろ、今、世の中は変化が早いですし、民間の方々のほうがいろいろな経験値を持っている、あるいは、このさくら通りの意味合いということでも、この通りの持っていた歴史的な意味というものを持っているということもあると思います。あと、さっき言った、神保町を元気にする会の方々は、どうしたらまちを保存できるかということについては、このオーナーさんも含めて、並々ならない思いがあるというふうに聞いております。

また、お隣の文京区では、もっと古い建物が、求道会館というんですかね、残した上で、非常にまちに愛される、結婚式とかもやるような100年の建物を残したというようなことも聞いています。また、そういう方々がみんないろいろな形で、千代田区のために、この神保町というかけがえのない世界遺産になろうかという本の街のために、知恵も力も出したいという気持ちで、課長、部長を通して、一つになれるか、なれないかというところなんだと思います。

だから、私ごときが生意気なことを言うレベルの話ではないというふうに重々思いますが、住民の気持ちとオーナーの気持ちと役所の気持ちが同じ方向に向くことによって、このコロナで非常に沈んだというか、みんな膝折れしているこの気持ちを、むしろプラスに、一橋中学校のこの入り口の玄関のところですよ。で、ここのところは、一橋中学校だって、教育、悩んでいますよ。私立なんかは、本を読む学校がすごく伸びたりしていますよ。そういうふうな意味でも、保存、活用、それから教育と文化で、どこまで千代田区が頑張っ



て、オーナーさんの気持ちに寄り添ってというか、もちろん、オーナーさんの気持ちを聞くというか、学ぶというのか、きっとあちらのほうはずっと持っていると思うので、そういうところを、ぜひ、真摯にやっていただきたい。

民間事例では、赤坂の東宮御所のところで向かいに虎屋さんがもう大きな建物を、設計図を描き終えたところで——終えたかどうかは分かりませんが、新国立競技場の話があったときに、自分のところはもう描き換えて、低層にするという、全部、ゼロからやり直した。つまり、民間の持っている人の、長いこと経営している人の心意気というのは、多分、私たちがもう計り知れないものがあるだろうと。そこを引き出す——打ち消すんじゃなくて、諦めさせるんじゃなくて、引き出すような議論ができるかできないというところで、もう、そういう意味では、行政に託したいと思っています。信頼していますし、ぜひ、よろしくお願いします。

○印出井景観・都市計画課長 参考資料にもございます西村景観審会長の取りまとめの思いも、今、小枝委員から頂いたものに近いんじゃないかなというふうに思っています。

我々としても、先ほど申し上げましたとおり、ぎりぎりまで経営者さんのご意向も伺いながら、区としてできることについては、相談に応じる体制でいるところでございます。

ここから先、ご答弁するとあれなんですけど、そうはいつでも、先ほど申し上げたとおり、時間は限られているところでございますので、この結果を踏まえて、次の日程の中で、どういう状況になっているかというのは、ちょっと今の段階では何とも言えませんけれども、いずれにしても、この建物の記憶を継承していくということについては、課題としては引き続き残るんだろうなと思いますので、また機会を捉まえて、関連のご報告も含めて、先ほど木村委員からご指摘いただいた景観まちづくりの課題も含めて、適宜ご報告してまいりますというふうに思います。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますか。

まあ、（発言する者あり）えっ。（発言する者あり）ほかに。ほかに誰かいますかって。まだ小枝さん、はい、どうぞ。

今、いろいろと、様々、所有者の小学館のほうの立場もあるし、あと、景観まちづくり審議会の会長の取りまとめというのは非常に重たいと思っているんですね。その現実の状況の中で、どこまで区として、できる限り所有者との調整をしていただけるかというところ、そこがまず1点なのかなと。そして、あと、現状、例えば、ここのところの景観まちづくりの重要物件だったという話なんだけれども、そこが所有者のほうで、そこを避けられていた。でも、実際、調べてみたら、こういうふうにやって、この同物件のような指定候補みたいなものはたくさんあるんじゃないか。だから、こういうような現状分析というのにも必要なんだろうな。いや、話の中でですよ。

あと、結局は、そうはいいながらも、こういうような中小規模の建物についての、今、スキームというか支援仕組みがないんだといったところ、この辺が、大きくやると、カテゴリーとしては三つあるのかなと。ちょっとここのところを、早急に決めなくちゃいけないので、今のところ、ちょっと昼休憩させていただいて、今の話を踏まえて、執行側のほうとも話した文案を、また皆さんにご確認させていただければと思う。

ちょっと休憩します。

午後0時22分休憩

午後1時55分再開

○はやお委員長 それでは、休憩前に続きまして、企画総務委員会を再開いたします。

先ほど、送付2-9、2-10に対して、執行側からの情報提供を頂きました。そして、委員で様々なご意見がありまして、その中で、区執行側のほうに申し入れる内容について取りまとめさせていただきましたので、ただいまから読み上げますので、一応、その内容でよろしければ、この場を借りて、陳情者にお返ししたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、陳情の取りまとめということで、次のようにさせていただきますと思います。

保存・活用について、千代田区として協力し、所有者とも話し合い、知恵を絞るようなという陳情の趣旨を踏まえ、9月3日に開会された景観まちづくり審議会の議論の会長取りまとめに基づき、時間的にも限られた中で、区として取り組むこと。また、今後の景観まちづくりの中で、取り組むことについて、下記のとおり申し入れる。

1、歴史的な建物かつ地域の魅力ある建物をいかに継承できるかというのは、景観まちづくりの一つの大きな課題でもあるので、建物全て残すのは難しいが、残せるところは残していくよう、区として最善の努力を尽くしていただきたいという本年9月3日の景観まちづくり審議会における会長の取りまとめを踏まえ、当該建築物の景観的価値の継承が図れるよう、本の街・神保町にふさわしい保存の在り方を含め、区として、できる限り所有者と調整するよう求める。保存を検討する場合、要綱等によるさらなる支援策を区に求める。

2、今回の件を教訓に、景観まちづくり重要物件や、これまで同物件の指定候補になった物件等、歴史的、景観的に価値のある建物について調査し、機能更新の状況等を的確に把握できるよう努める。

3、観光まちづくり重要物件は、改修支援が、景観重要建造物は相続税の減免の支援があるが、景観的、歴史的に価値がある物件が機能更新を迎えたとき、形態、意匠などを継承について支援の仕組みが十分でない。特に、中小規模の建物について、支援の仕組みを検討する。

以上、3点について、執行機関に求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この執行機関の申入れをもって、陳情に代えさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

いいかな。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、送付2-9、2-10につきましては、申し入れる対応によって取り扱わせていただきます。